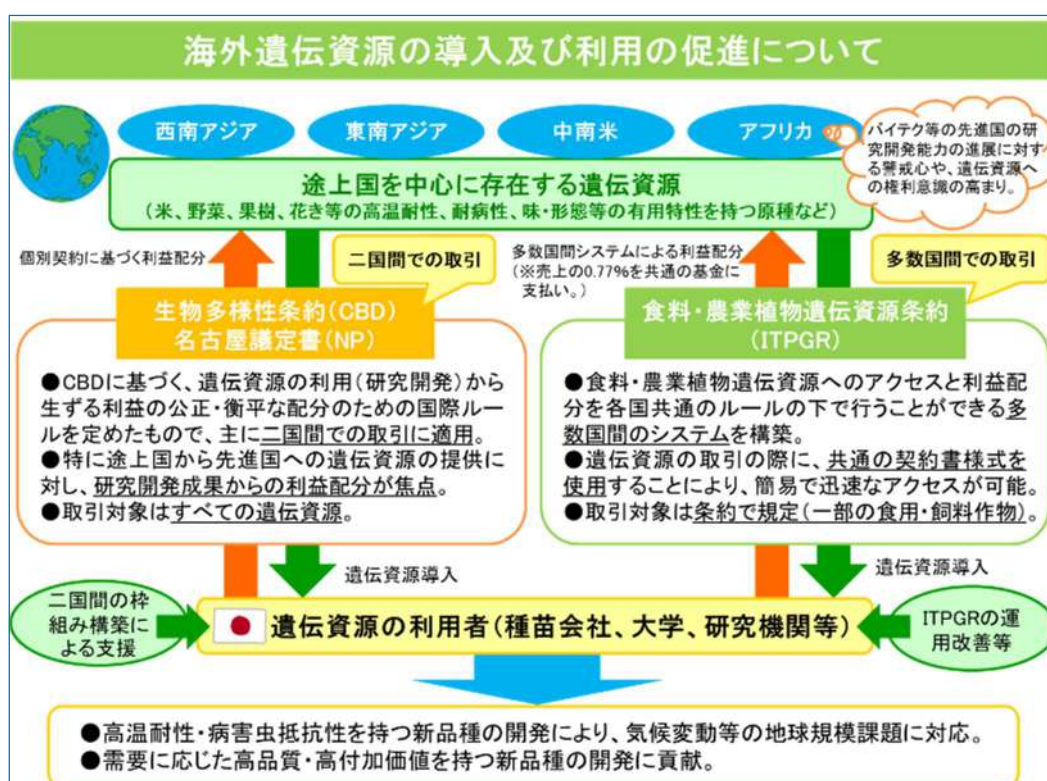


第2章：遺伝資源取得対象国の調査結果・交渉の進捗状況

遺伝資源の保全、持続可能な利用等に関する国際条約として、1992年6月に採択された「生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity: CBD）」、同条約第10回締約国会議（COP10：2010年10月）で採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（Nagoya Protocol: NP）、及び2001年11月に開催された第31回国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization: FAO）総会において採択された「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」（International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture: ITPGR）がある。海外の遺伝資源の取得・利用にあたっては、これら条約や遺伝資源保有国における法令等に従う必要がある。本章においては、平成31年度に調査対象とした国別に、国際条約の締結状況や遺伝資源の取得・利用に関する法制度等について解説する。



(次ページに記載例を示す)

国旗 国名

生物多様性条約	締結状況
名古屋議定書	締結状況
食料・農業植物 遺伝資源条約	締結状況

ナショナルフォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2020 年 3 月 7 日）

フォーカルポイントとは、各国の遺伝資源へのアクセスや利益配分等に関する外部からの問合せに応じる窓口であり、CBD、NP 及び ITPGR それぞれのフォーカルポイントが条約事務局の HP に掲載されている（一部掲載の無い国もある）。当該国の遺伝資源へのアクセスと利益配分等について確認したい場合には、当該国のフォーカルポイントに問合せすることも選択肢の 1 つである。

- 1) 生物多様性条約（CBD）
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載
- 2) 名古屋議定書（NP）
議定書が設置している情報交換サイト「ABS クリアリングハウス」に掲載されている情報を記載
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2020 年 3 月 7 日）

権限ある当局とは、遺伝資源へのアクセスや利益配分等に関する各国の国内措置に従った手続き等の責任を負う機関である。遺伝資源の種類あるいはその存在場所により異なる政府機関が指定される場合がある。

- 1) 生物多様性条約（CBD）
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載
- 2) 名古屋議定書（NP）
議定書が設置している情報交換サイト「ABS クリアリングハウス」に掲載されている情報を記載
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 当該国における取得・利用に関する法令等やその内容を示している。
- ・ また、当該国の遺伝資源の取得・利用に関する資料やその概要、当該国担当者等から聞き取った内容を示している。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ CBD 及び名古屋議定書では、遺伝資源を取得・利用する場合には、遺伝資源を提供する締約国の国内法令に従うことと規定されている。また、その国内法令に従って、①事前の情報に基づく同意（Prior Informed Consent: PIC）を当該国から得ること、②利益の配分等を定めた相互に合意する条件（Mutually Agreed Terms: MAT）を遺伝資源提供者との間で締結することも規定されている。
- ・ 遺伝資源提供国に国内法令等が存在する場合には、当該法令等に基づいた具体的な手続きや留意点等を示している。
- ・ 遺伝資源提供国に国内法令等が存在しない場合には、名古屋議定書上は PIC の取得は必要ないと解釈できるが、相手国政府の承認を何らかの形で取得できる場合や、他の法令等によって遺伝資源の取得・利用が制限されている場合もあるため、相手国政府に確認しつつ手続きを進めることが望ましい。なお、国内法令等が存在しない場合でも、利益の配分等を定めた相互に合意する条件を遺伝資源提供者との間で締結する必要がある。
- ・ 遺伝資源の導入に関して、疑問点やお困りの点があるときは、「海外生物遺伝資源の利用促進のための総合窓口²」などにご連絡いただきたい。

既存の枠組み

- ・ 本事業等で構築した枠組みがある場合には、その概要を記載している。枠組みの詳細については、農林水産省大臣官房政策課環境政策室利用推進班にご連絡いただきたい。

² https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/GR/s_win_abs.html